

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第2号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(留学)</p> <p>第40条の2 生徒は、外国の後期中等教育機関（高等学校に対応する正規の教育機関をいう。）に留学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による留学願により、校長に願い出なければならない。</p>	<p>(留学)</p> <p>第40条の2 生徒は、外国の後期中等教育機関（高等学校に対応する正規の教育機関をいう。）に留学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による留学願（以下「<u>留学願</u>」という。）により、校長に願い出なければならない。<u>ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、留学願には保証人の連署を要しないものとする。</u></p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>(休学)</p> <p>第41条 生徒は、病気その他の理由のため、1月以上出席することができないときは、保証人が連署した別に定める様式による休学願に医師の診断書等理由を証するに<u>足る</u>書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</p>	<p>(休学)</p> <p>第41条 生徒は、病気その他の理由のため、1月以上出席することができないときは、保証人が連署した別に定める様式による休学願（以下「<u>休学願</u>」という。）に医師の診断書等理由を証するに<u>足りる</u>書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。<u>ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、休学願には保証人の連署を要しないものとする。</u></p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>(理由消滅の届出)</p> <p>第42条 生徒は、休学の許可を受けた後許可の日から起算して1月未満の期間内においてその理由がなくなったときは、別に定める様式による休学理由消滅届にその事情を証するに<u>足る</u>書類を添えて、校長に届け出なければならない。</p>	<p>(理由消滅の届出)</p> <p>第42条 生徒は、休学の許可を受けた後許可の日から起算して1月未満の期間内においてその理由がなくなったときは、<u>保証人が連署した別に定める様式による休学理由消滅届（以下「休学理由消滅届」という。）にその事情を証するに足りる</u>書類を添えて、校長に届け出なければならない。<u>ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、休学理由消滅届には保証人の連署を要しないものとする。</u></p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(復学)</p> <p>第43条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による復学願に診断書等その事情を証するに<u>足る</u>書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(復学)</p> <p>第43条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による復学願（以下「<u>復学願</u>」という。）に<u>医師の診断書等その事情を証するに足りる</u>書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。<u>ただし、当該者が成年に達した者である場合は、復学願には保証人の連署を要しないものとする。</u></p>

<p>(転学、転籍及び退学)</p> <p>第44条 転学、転籍又は退学しようとする者は、保証人が連署した別に定める様式による転学（転籍、退学）願書により、校長に願い出なければならない。<u>病気による退学の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(協力校)</p> <p>第52条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の行う通信教育に<u>協力する</u>高等学校（以下「協力校」という。）は、教育委員会が指定する。</p> <p>2 協力校は、実施校の行う面接指導及び試験等に<u>協力する</u>ものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(転学、転籍及び退学)</p> <p>第44条 転学、転籍又は退学しようとする者は、保証人が連署した別に定める様式による転学（転籍、退学）願書（以下「<u>転学（転籍、退学）願書</u>」という。）により、<u>病気による退学の場合にあつては保証人が連署した転学（転籍、退学）願書に医師の診断書を添えて、校長に願い出なければならない。</u>ただし、<u>当該者が成年に達した者である場合は、転学（転籍、退学）願書には保証人の連署を要しないものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(協力校)</p> <p>第52条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の行う通信教育に<u>連携協力する</u>高等学校（以下「協力校」という。）は、教育委員会が指定する。</p> <p>2 協力校は、実施校の行う面接指導及び試験等に<u>連携協力する</u>ものとする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。